

第3章 水質汚濁対策

第1節 法律、条例による規制

第1 規制の強化

1 規制対象施設の拡大等

府域における公共用水域の水質汚濁の防止については、水質汚濁防止法及び府公害防止条例に基づき、特定施設又は届出施設を有する工場、事業場を中心として、それらの工場等から公共用水域に排出される排出水について規制を行っているが、昭和49年12月、水質汚濁防止法施行令の一部改正により、旅館業のちゅう房施設、入浴施設等並びに科学技術に関する試験研究機関の洗浄施設及び焼入れ施設がそれぞれ特定施設とされた（これらの対象事業場に対しては1年間の適用猶予の後、排水規制が実施される）。

また、昭和50年3月、水質汚濁防止法に基づく排水基準の一部改正により、新たにポリクロリネイテッドビフェニール（別名PCB）が有害物質として規制対象物質（有害物質）とされるとともに、その排水基準は1リットルにつき0.003ミリグラムとされた。

2 瀬戸内海環境保全臨時措置法に基づく上乗せ排水基準の強化

本府においては、既に環境管理計画において大阪湾の浄化と漁場の保全を目標として計画目標値を設定しているが、瀬戸内海の浄化は一府県のみで達成できるものでなく、瀬戸内海関係府県が一致協力して汚濁解消に取り組む必要があるという考え方のもと、「瀬戸内海環境保全臨時措置法」（昭和48年法律第110号。以下「瀬戸内海法」という。）が制定された。瀬戸内海法に基づき、昭和49年2月、瀬戸内海に排出される産業排水の化学的酸素要求量（COD）で表示される汚濁負荷量を昭和47年当時の2分の1に削減することとし、関係11府県に対し、その負荷量の限度が割り当てられ、府においては、昭和51年11月までに昭和47年当時のCOD汚濁負荷量149トン/日を74トン/日までに段階的に削減することとなった。

この瀬戸内海法の目標と環境管理計画の昭和51年度の削減目標とを同時に達成できるよう、水質汚濁防止法第3条第3項に基づく上乗せ条例並びに府公害防止条例施行規則に基づく排水基準を強化し、昭和49年11月1日から施行した。

改正内容の概要は、①浮遊物質、ノルマルヘキサン抽出物質についても規制強化の対象とし、②全水域に化学的酸素要求量と生物化学的酸素要求量の規制を行い、③環境管理計画に示されている各水域の昭和51年度許容汚濁負荷量を配慮して府下を4水域に分けて基準を設定し、④業種別及び排水量階層別に排水基準を設定し、特に排水量が多くなるほど基準値を厳しくした。⑤更に海水を多量に取水使用している工場には別途に厳しい基準を設定するとともに、⑥従来、規制対象外とされていた排水量30m³/日以上50m³/日未満の工場、事業場も規制の対象としたこと等である。

3 規制権限の委任

水質汚濁防止法及び府公害防止条例に基づく工場、事業場に対する規制の権限は、大阪市、堺市及び東大阪市については既に委任されていたが、昭和49年5月から新たに、豊中市、吹田市、高槻市及び八尾市に対しても水質汚濁防止法に基づく規制権限が委任されたので、同時に府公害防止条例に基づく規制権限についてもこれら4市に委任し、規制の実効を期することとした。なお、瀬戸内海法に基づく許可権限は大阪市のみに委任されている。

第2 瀬戸内海法等に基づく施設設置の許可及び施設設置の現況

1 施設設置の許可状況

瀬戸内海法の施行に伴い、大阪府域の公共用水域に排水を排出する1日の最大排水量50m³以上の工場、事業場に係る特定施設の新・増設は許可制となっている(同法第5条)。特に同法に基づく許可申請書には、その施設設置によって環境に及ぼす影響についての調査結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を添付すべきものとされている。

昭和49年度における瀬戸内海法、水質汚濁防止法及び府公害防止条例に基づく特定(届出)施設の許可、届出件数は表3-3-1、表3-3-2及び表3-3-3のとおりである。

2 施設設置の現況

瀬戸内海法、水質汚濁防止法及び府公害防止条例に基づく許可及び届出工場、事業場は、昭和50年3月31日現在で4,203工場であり、これを水域別にまとめると表3-3-4のとおりである。

表 3-3-1 瀬戸内海法に基づく許可及び届出件数 (昭和49年度)

種 別	府・市		
	大 阪 府	大 阪 市	合 計
設 置 許 可	56	6	62
使 用 届 出	24	1	25
構 造 変 更 許 可	81	4	85
構 造 変 更 届 出	0	0	0
氏 名 変 更 届 出	45	3	48
汚 染 状 態 変 更 届 出	13	0	13
廃 止 届 出	48	5	53
承 継 届 出	12	0	12
鉦 山 等 使 用 届 出	3	0	3
合 計	282	19	301

表 3-3-2 水質汚濁防止法に基づく届出件数 (昭和49年度)

種 別	府・市								
	大 阪 府	大 阪 市	堺 市	東 大 阪 市	豊 中 市	吹 田 市	高 槻 市	八 尾 市	合 計
設 置 届 出	127	3	31	36	6	7	14	35	259
使 用 届 出	216	3	89	36	24	1	36	48	453
構 造 変 更 届 出	91	15	40	39	2	2	15	23	227
氏 名 変 更 届 出	12	2	3	7	1	0	3	1	29
廃 止 届 出	30	5	7	9	5	0	4	6	66
承 継 届 出	3	0	0	1	0	0	0	1	5
合 計	479	28	170	128	38	10	72	114	1,039

表 3-3-3 府公害防止条例に基づく許可及び届出件数 (昭和49年度)

種 別	府・市								
	大 阪 府	大 阪 市	堺 市	東 大 阪 市	豊 中 市	吹 田 市	高 槻 市	八 尾 市	合 計
設 置 届 出	151	6	19	11	13	15	8	46	269
使 用 届 出	209	4	18	2	20	0	9	33	295
構 造 変 更 届 出	167	3	18	3	4	8	8	35	246
氏 名 変 更 届 出	39	1	5	2	3	6	1	5	62
廃 止 届 出	60	3	2	2	12	4	8	12	103
承 継 届 出	13	0	2	0	0	0	1	2	18
事 故 届 出	1	0	0	0	0	0	0	0	1
事 故 完 了 届 出	1	0	0	0	0	0	0	0	1
設 置 許 可	57	0	0	0	0	0	5	0	62
合 計	698	17	64	20	52	33	40	133	1,057

表3-3-4 法律・条例の対象工場数

(昭和50年3月31日現在)

区分	水域	淀	川	神崎川 (上流)	神崎川 (下流)	寝屋川	大坂市内 河川	大和川 (上流)	大和川 (下流)	川	泉 (上水源)	州 (一般)	州 (臨海)	計
瀬戸内	大阪府	61	31	49	116	—	—	92	22	13	146	20	550	
	規制	53	23	45	107	—	—	87	21	12	138	20	506	
内海	政令市	21	1	117	159	20	20	1	11	—	93	30	433	
	規制	18	1	112	154	20	20	1	11	—	91	30	438	
法	適用	82	32	166	275	20	20	93	33	13	239	50	1,003	
	規制	71	24	157	261	20	20	88	32	12	229	50	944	
水質汚濁防止法	大阪府	161	95	86	275	—	—	229	32	59	567	10	1,514	
	規制	13	3	9	42	—	—	78	8	9	89	5	256	
汚濁防止法	政令市	23	—	207	524	13	13	1	53	—	256	22	1,099	
	規制	3	—	14	139	10	10	0	7	—	22	2	197	
防止法	適用	184	95	293	799	13	13	230	85	59	823	32	2,613	
	規制	16	3	23	181	10	10	78	15	9	111	7	453	
府公営	大阪府	46	24	29	61	—	—	71	15	31	85	15	377	
	規制	10	1	16	21	—	—	20	2	0	6	3	79	
害防止	適用	11	—	68	73	13	13	—	8	—	22	15	210	
	規制	7	—	14	17	5	5	—	1	—	3	10	57	
条例	政令市	57	24	97	134	13	13	71	23	31	107	30	587	
	規制	17	1	30	38	5	5	20	3	0	9	13	136	
合	適用	268	150	164	452	—	—	392	69	103	798	45	2,441	
	規制	76	27	70	170	—	—	185	31	21	233	28	841	
大阪府	適用	55	1	392	756	46	46	2	72	—	371	67	1,762	
	規制	28	1	140	310	35	35	1	19	—	116	42	692	
政令市	適用	323	151	556	1,208	46	46	394	141	103	1,169	112	4,203	
	規制	104	28	210	490	35	35	186	50	21	349	70	1,533	
計														

(注) 1 政令市とは水質汚濁防止法の規定により、政令で事務委任されている7市をいう。
 2 規制の対象工場とは排水基準の適用を受ける工場をいう。

第3 取締り指導状況

府並びに規制権限を委任している大阪市ほか6市において、昭和49年度は延 5,705工場に対し立入検査を実施し、排水の採取、処理施設の維持管理、排水基準の遵守についての指導等を行った(表3-3-5)。

立入検査結果で排水基準に適合しないおそれのある27工場に対し、水質汚濁防止法第13条の規定により改善命令を発令し、汚水処理施設等を改善させた。

表3-3-5 立入検査状況

府・市	立 入 工 場 数							改 善 命 令 工 場 数										
	大阪府	大阪市	堺市	東大阪市	豊中市	吹田市	高槻市	八尾市	合計	大阪府	大阪市	堺市	東大阪市	豊中市	吹田市	高槻市	八尾市	合計
淀川	231						115		346	1								1
神崎川	上流	156							156									
	下流	267	27		102	127	206		729	1(1)				1(1)				2(2)
榊屋川	725	20		852				314	1,911	5			5				7(2)	17(2)
大阪市内河川		57							57									
大和川	上流	603	2		2				607	1(1)								1(1)
	下流	82		54					136									
上水源	上流	91							91									
	一般	530		557					1,087	4(1)		2						6(1)
臨海	上流	162		423					585									
	計	2,847	106	1,036	852	102	321	314	5,705	11(2)	1(1)	2	5	0	1(1)	0	7(2)	27(6)

(注) 1 立入工場数は延工場数である。

2 改善命令工場数の()はあわせて一時停止つき命令を発した工場数で内数である。

第2節 水質汚濁負荷量削減計画の推進

環境管理計画においては、生物化学的酸素要求量（BOD）等の有機性汚濁物質、亜鉛、銅等の重金属類のほか、窒素、リン等の未規制物質についても目標水質を定めている。

これらの目標を達成するためには、産業排水のみならず、生活排水を含めた総合的な対策が必要であるが、当面、産業排水に係るこれらの汚濁負荷量の削減を図るため、水質汚濁負荷量削減計画を推進することとしている。

第1 有機性汚濁物質（BOD、COD等）の削減計画

環境管理計画においては、中間目標として昭和51年度の許容汚濁負荷量を水域別に定めている。一方、瀬戸内海法に基づく化学的酸素要求量の半減計画を達成するため改正強化した上乘せ排水基準の適用時期は、排水処理の難易度等を考慮して昭和50年11月（第1期）、昭和51年5月（第2期）及び昭和51年11月（第3期）からそれぞれ適用することとし、段階的に削減を図ることとしている。この計画による水域別の削減状況は表3-3-6のとおりである。

また、浮遊物質及びノルマルヘキサン抽出物質（油分）についてもあわせて排水基準を強化し、所要の削減を図ることとした。

表3-3-6 産業排水に係る化学的酸素要求量
（COD）汚濁負荷量削減計画

（単位：トン/日）

水 域	年 度	昭47	51	削 減 率 （%）
		排 出 負 荷 量	目 標 排 出 負 荷 量	
淀 川		5.10	2.91	42.9
大 和 川		10.33	6.60	36.2
神 崎 川		33.48	16.92	49.5
大 阪 市 内 河 川		23.40	7.96	66.0
寝 屋 川		34.04	17.29	49.2
泉 州 諸 河 川		30.61	12.83	58.1
泉 州 臨 海		14.31	7.43	48.1
合 計		151.27	71.94	52.4

第2 基礎調査の実施

1 窒素及びリンに関する調査

環境管理計画においては、大阪湾における窒素、リンの目標水質を定め、昭和56年度までに達成することとしている。この目標を達成するための基礎調査として、昭和49年度において工場、事業場排水の実測調査(実測数 176ヵ所)を主体とした窒素、リンの発生源別実態調査を行った。

2 汚濁負荷発生原単位調査

工場、事業場ごとに汚濁負荷量の許容限度を示す総量規制を実施するためには、工場、事業場ごとに汚濁負荷量を決定する手法を確立し、法制化する必要がある。昭和49年度においては国の委託を受けて、この基礎資料となる業種別汚濁負荷発生原単位調査を府下48工場を対象として実施した。

第3節 公共用水域の監視及び調査

第1 公共用水域の常時監視

水質汚濁防止法(第16条)及び府公害防止条例(第59条)の規定に基づき、府下の主要78河川 108地点及び大阪湾海域18地点に調査地点を設定し、河川についてはシアン、カドミウム等健康項目を含む29項目及び海域については健康項目を含む30項目を毎月定期的に監視した。なお、大阪湾海域18地点の調査地点のうち、9地点については17項目の底質調査もあわせて実施した。

また、昭和50年2月5日付けの府水質審議会の答申に基づき、主要河川の調査地点を前年度より2地点増設した昭和50年度の公共用水域の水質測定計画を定めた。

この測定計画の概要は表3-3-7のとおりである。

表3-3-7 公共用水域の水質測定計画（昭和50年度）

(1) 測定地点数及び測定機関

河川・海域	区分	測定				機関				合計
		大阪府	近畿地方建設局	大阪	市堺	市東	大阪	高	市	
河川	淀川水域	基準点	8							8
		基準点 計	3	8				2		5
	神崎川水域	基準点	3	8				2		13
		基準点 計	7	3						10
		基準点	9							9
	寝屋川水域	基準点	16	3						19
		基準点 計	5							5
		基準点	3		3			3		9
		基準点 計	8		3			3		14
	大阪市内河川	基準点			11					11
基準点 計				1					1	
基準点				12					12	
大和川水域	基準点	1	5						6	
	基準点 計	3				2			5	
	基準点	4	5			2			11	
	基準点 計	9				1			10	
泉州諸河川水域	基準点	23				8			31	
	基準点 計	32				9			41	
	基準点	12							12	
大阪湾海域	基準点	6							6	
	基準点 計	18							18	
	基準点	34	16	11		1			62	
合計	基準点	47	4	4	10	3	2		66	
	基準点 計	81	16	15	11	3	2		128	

(2) 河川測定計画

水域	河川	測定地点	測定地点の区分	測定機関	備考					
淀川	淀川	ヨ-1 枚方大橋流心	A-1 (通日測定地点)	近畿地方建設局	P C B、B H C、アンチモン、アンモニア性窒素、アル アミノイド性窒素を年2回(8月、翌年2月)行う。					
		ヨ-2 枚方大橋左岸	A - 1							
		ヨ-3 枚方大橋右岸								
		ヨ-4 鳥飼大橋流心								
		ヨ-5 鳥飼大橋左岸								
		ヨ-6 鳥飼大橋右岸								
		ヨ-7 赤川電鉄橋梁								
		ヨ-8 伝法大橋								
川	船橋川	ヨ-9 淀川合流直前		A - 2	大阪府	総リン、総窒素を年2回(8月、翌年2月)行う。				
		ヨ-10 淀川合流直前								
		ヨ-11 淀川合流直前								
		ヨ-12 淀川合流直前								
		ヨ-13 淀川合流直前								
		神	神崎川				カ-1 小松橋	B - 2	大阪府	P C B、B H C、アンチモン、総リン、総窒素を年2回 (8月、翌年2月)行う。
							カ-2 新三国橋	A-2 (通日測定地点)		
							カ-3 神崎橋	B - 2		
							カ-4 千船橋	A - 2		
							カ-5 辰巳橋			
		崎	安威川				カ-6 桑原橋	A - 1	大阪府	総リン、総窒素を年2回(8月、翌年2月)行う。
							カ-7 千歳橋	A - 2		
							カ-8 宮島橋			
カ-9 新京阪橋	A-2 (通日測定地点)									
川	茨木川	カ-10 安威川合流直前	B - 1	大阪府	P C B、B H C、アンチモン、総リン、総窒素を年2回 (8月、翌年2月)行う。					
		カ-11 安威川合流直前								
		カ-12 安威川合流直前								
		カ-13 安威川合流直前								
		カ-13 安威川合流直前								

水域	河川	測定地点	測定地点の区分	測定機関	備考
神崎川	猪名川	カ-14 銀橋	A-1	近畿地方建設局	P C B、B H C アンチモン、総リン、総窒素を年2回(8月、翌年2月)行う。
		カ-15 軍倉橋	A-1 (通日測定地点)		
		カ-16 利倉橋	A-2		
	箕面川	カ-17 猪名川合流直前	B-1		
		カ-18 猪名川合流直前			
	余野川	カ-19 猪名川合流直前	B-2		
		ネ-1 清水橋			
	寝屋川	ネ-2 萱島橋	A-2	大阪府	
		ネ-3 住道大橋			
		ネ-4 今津橋	A-2 (通日測定地点)		
		ネ-5 京橋	A-2		
		ネ-6 福菜橋下流100m	B-2		
		ネ-7 大東新橋	A-2		
		ネ-8 徳栄橋			
	屋川	ネ-9 第二寝屋川合流直前	B-2	東大阪市	
		ネ-10 新金吾郎橋			
		ネ-11 第二寝屋川合流直前			
		ネ-12 天王田橋			
		ネ-13 睦見橋			
ネ-14 城見橋					
オ-1 桜宮橋		ただし、健康項目は年4回(5月、8月、11月、翌年2月)行う。			
オ-2 天神橋					
オ-3 天神橋					
オ-4 大黒橋					
オ-5 北港大橋					
オ-6 春日出橋					
オ-7 天保山渡					
大阪市	大堂川	オ-1 桜宮橋		大阪府	P C B、B H C、アンチモンを年2回(8月、翌年2月)行う。
市内河川	土佐堀川	オ-3 天神橋		大阪府	
	道頓堀川	オ-4 大黒橋			
	正蓮寺川	オ-5 北港大橋			
	六軒屋川	オ-6 春日出橋			P C B、B H C、アンチモンを年2回(8月、翌年2月)行う。
	安治川	オ-7 天保山渡			

大阪府河川	尻無川	オ-8	福崎渡跡	ただし、健康項目は年4回(5月、8月、11月、翌年2月)行う。	大阪市	P.C.B、B.H.C、アンチモンを年2回(8月、翌年2月)行う。
木津川	オ-9	千本松渡	A-2			
木津川運河	オ-10	船町				
住吉川	オ-11	住之江大橋				
東横堀川	オ-12	本町橋	B-2			
大和川	ヤ-1	国豊橋	A-1		近畿地方建設局	P.C.B、B.H.C、アンチモン、アンモニウム性窒素、アルブミノイド性窒素を年2回(8月、翌年2月)行う。
	ヤ-2	河内橋	A-1(通日測定地点)			
	ヤ-3	浅香新取水口				
石川	ヤ-4	遠里小野橋	A-1		大阪府	総リン、総窒素を年2回(8月、翌年2月)行う。
	ヤ-5	高野橋				
石川	ヤ-6	石川橋			大阪府	P.C.B、B.H.C、アンチモン、アンモニウム性窒素、アルブミノイド性窒素を年2回(8月、翌年2月)行う。
千早川	ヤ-7	石川合流直前			近畿地方建設局	
	ヤ-8	大和川合流直前				
東除川	ヤ-9	大和川合流直前	B-1		堺市	
	ヤ-10	狭山池合流直前				
西除川	ヤ-11	大和川合流直前			大阪府	
	セ-1	古川橋	B-2			
内川放水路	セ-2	堅川橋				
	セ-3	石津川橋	A-2(通日測定地点)			
石川	セ-4	高入橋			堺市	
	セ-5	北桑橋				
津和野川	セ-6	小野々井橋				
	セ-7	和田川合流直前	B-2			
川	セ-8	百年橋			大阪府	
	セ-9	見の井橋				
王子川	セ-10	王子川橋			大阪府	
新河川	セ-11	河口水門				

水域	河川	測定地点	測定地点の区分	測定機関	備考		
水	大津川	七-12 高津取水口	B - 1	大阪府	P C B、B H C、ア ン チ モ ン を 年 2 回 (8 月、翌年 2 月) 行う。		
		七-13 大津川橋	A - 2				
	泉	牛滝川	七-14 高橋			B - 1	
			七-15 新緑田橋				
		七-16 阪和橋					
		七-17 神田橋					
		七-18 東桑橋					
		七-19 春木橋					
	州	津田川	七-20 昭代橋			A - 2	
		近木川	七-21 厄除橋			B - 1	
	七-22 近木川橋		A - 2				
	諸	見出川	七-23 通天橋			B - 2	
			七-24 見出橋			A - 2	
		七-25 昭平橋	B - 2				
		七-26 佐野川合流直前					
		七-27 向井田橋					
		七-28 26号線陸橋					
		河				七-29 免田橋	B - 1
						七-30 檜井大橋	A - 2
		川				七-31 明治小橋	B - 2
						七-32 河口水門	
	川	男里川				七-33 男里川橋	A - 1
						七-34 男里橋	B - 1
		七-35 苑砥川					
		七-36 東打合橋					
		七-37 新茶屋川橋	B - 2				
		七-38 田身輪橋	B - 1				

泉州諸河川	大	川	七-39	昭	南	橋	A-1	大阪府
	東	川	七-40	一	軒	橋		
	川	川	七-41	こ	う	や	橋	B-1

(3) 海域測定計画

水域	測定地点	測定地点の位置		測定地点の区分	測定機関	備考
		東経	北緯			
大 阪 湾	C-3	135° 23' 15"	34° 37' 46"	S-1 底質測定	大阪府	
	C-4	135° 23' 42"	34° 33' 30"			
	C-5	135° 21' 48"	34° 29' 30"			
	B-3	135° 21' 06"	34° 35' 00"	S-2		
	B-4	135° 21' 18"	34° 31' 36"	S-2 底質測定		
	B-5	135° 19' 00"	34° 27' 48"			
	A-2	135° 18' 24"	34° 31' 42"	S-3		
	A-3	135° 17' 24"	34° 25' 48"	S-3 底質測定		
	A-6	135° 14' 30"	34° 28' 18"	S-3		
	A-7	135° 13' 00"	34° 22' 24"	S-3 底質測定		
海 域	A-10	135° 10' 30"	34° 25' 24"	S-3		
	A-11	135° 06' 48"	34° 20' 18"			
尾崎港内	C-7			S-4		
	C-8					
	C-9					
淡輪港内	M-1			底質測定		
	M-2					
	M-3					

第2 その他の現況調査

瀬戸内海の水質汚濁の実態をは握するとともに、汚濁のメカニズムの解明に資するため、大阪湾海域の栄養塩類等の環境水質調査を実施した（表3-3-8）。

また、各地で問題となった水銀等の有害物質に対する抜本的な環境汚染対策を講じる一環として、公共用水域の底質調査を実施した（表3-3-9）。

表3-3-8 大阪湾水質汚濁調査結果

項 目	分 析 結 果		
	最高値	平均値	最低値
水 素 イ オ ン 濃 度 (p H)	9.4		7.8
化 学 的 酸 素 要 求 量 (ppm)	35.6	7.8	1.9
ア ン モ ニ ア 態 窒 素 (ppm)	1.03	0.12	0.02
総 窒 素 (ppm)	2.38	0.81	0.23
リ ン 酸 態 リ ン (ppm)	0.102	0.019	0.003
総 リ ン (ppm)	0.893	0.149	0.016

- (注) 1 調査日は昭和49年5月28日で、当日は大阪湾全域で赤潮が発生していた。
 2 調査地点は14地点である。
 3 化学的酸素要求量の分析方法は酸性法である。
 4 水素イオン濃度及び化学的酸素要求量を除くその他の項目の数値は、便宜上 $\mu\text{g-at/l}$ を ppm に換算した。

表3-3-9 底質環境調査結果

(単位：ppm)

項 目	対象水域等	大 阪 湾	旧 猪 名 川
		最低～最高	最低～最高
総 水 銀		0.218～3.887	—
ア ル キ ル 水 銀		N.D	—
カ ド ミ ウ ム		0.16～10.71	—
ヒ 素		1.2～31.4	—
鉛		13～799	—
総 ク ロ ム		38.3～384.1	—
P C B		—	N.D～4.3
総 B H C		N.D～0.0216	—

- (注) 1 調査期間は昭和49年5月15日から昭和50年3月31日までである。
 2 調査地点数は、大阪湾14地点及び旧猪名川6地点である。
 3 N.Dとは、定量限界以下をいう。

第4節 瀬戸内海環境保全対策に関する関係府県との協議

瀬戸内海の環境保全対策を推進するため、昭和49年7月29日に、瀬戸内海沿岸の11府県・3市（大阪府及び兵庫、和歌山、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡、大分の各県並びに大阪市、神戸市及び北九州市）で構成する「瀬戸内海環境保全知事・市長会議」が開催され、瀬戸内海の環境保全に関する具体策が協議された。

その推進策として、国に対し、①瀬戸内海環境保全基本計画の早期策定、②下水道整備に対する特別措置、③海域の底泥対策推進に伴う特別措置等を要望するとともに、国及び関係府県市と協力して瀬戸内海の水質及び底質の総合調査を実施した。

また、大阪湾における環境保全対策を推進するため、昭和49年11月20日に大阪湾沿岸の府県及び市町で構成する「大阪湾海水汚濁対策協議会」が開催され、大阪湾浄化について協議が行われた。

第5節 下水道整備事業等

第1 流域下水道

多くの市町村の市街地が隣接し、連たんしている地域では、市町村ごとに下水道を整備するよりは、河川の流域を単位として市町村の境界にとらわれず広域的に下水道を整備することが合理的、かつ、経済的である。

本府においては、このような考えに基づいて昭和40年度から流域下水道事業を推進してきた。

昭和49年度においては、寝屋川北部流域、寝屋川南部流域、猪名川流域、安威川流域、淀川右岸流域、淀川左岸流域、大和川下流域及び南大阪湾岸流域の8流域において流域下水道事業（総額149億7,500万円）を実施した（表3-3-10）。

第2 公共下水道

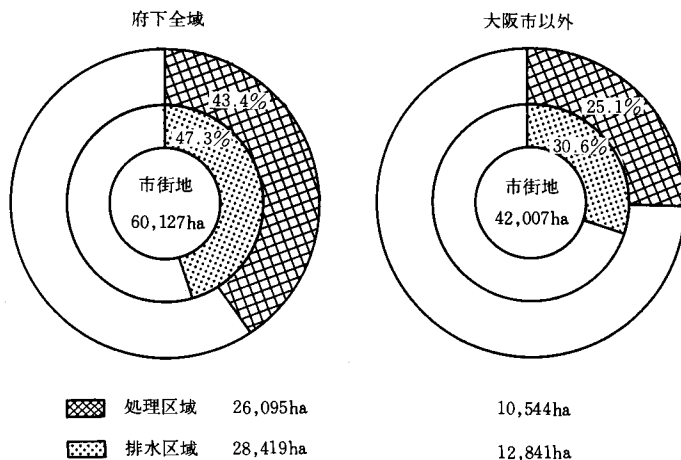
市街地から排出される汚水や雨水を完全に排除し、家庭し尿を水洗処理するためには、家庭下水を下水道に排出させ、終末処理場において処理する必要がある。

昭和49年度においては、大阪市ほか25市3町1組合及び府企業局で総額477億円（うち府補助金30億8,400万円）で公共下水道事業が実施された。

昭和49年度末の下水道整備状況（市街地面積に対する比率）は図3-3-1に示すように府下全域で47.3%、大阪市（86.0%）を除けば30.6%である。また、終末処理

場での処理が可能な区域は、更にその普及率が低くなり、府下全域で43.4%、大阪市(85.8%)を除けば25.1%にとどまっている。

図3-3-1 下水道整備状況(昭和49年度末)



第3 都市下水路、特定公共下水道

市街化の傾向が比較的著しくない地域において、雨水を排除する必要がある場合には、都市下水路が設置され、主として工場排水を排除する場合には、特定公共下水道が設置される。

昭和49年度においては、総額15億8,970万円(うち府補助金2億4,567万円)をもって高槻市を始め16市1組合で33水路について都市下水路整備事業が実施され、また、総額3億8,400万円(うち府補助金5,580万円)をもって東大阪市で特定公共下水道事業が実施された。

第4 浄水場の排水処理施設の建設事業

水質汚濁防止対策の一環として、昭和49年度においては、昭和48年度に引き続き、庭窪、村野及び大庭の各浄水場の排水処理施設の建設を実施し、ほぼ完成をみた。

また、昭和49年度に新たに三島浄水場の排水処理施設の建設に着手し、昭和50年度完成を目標に現在施工中である。

第5 都市河川浄化事業及び河川環境整備事業

河床に沈んでした汚では、二次的に水質悪化をもたらすとともに硫化水素ガス等による悪臭の発生源でもあるので、これを除去するため、昭和49年度においては、神崎川及び木津川の汚で約4万4,300^mをしゅんせつした。

また、不法投棄等により堤防敷地内に堆積し、又は水面に浮遊する約6,400^mのごみについて清掃を実施し、また、安威川ほか23河川の汚で約6万1,000^mのしゅんせつを実施するとともに、河川パトロールを強化して汚物、じんかい等の不法投棄の取締りを行った。

更に府民に公德心の高揚を呼びかけるため河川数への不法投棄の防止の立札を87カ所に設置したほか、河川愛護精神を育てるための啓蒙用ポスター(7,000枚)の配付等を行った。

第6 港湾の浄化事業

本府では堺泉北港における船舶から排出される油、ごみ及び河川から流入するごみ等を総合的に処理する施設として、堺泉北港船舶廃油処理場を堺第7-3区埋立地内に設置している。その施設運営並びに油回収船、清掃船の運営については、社団法人大阪府清港会に委託している(表3-3-11)。

表3-3-11 港湾浄化事業実施状況

(1) 廃油処理実績

	水バラスト	ビ ル ジ	濃縮ビルジ
隻 数	0	41	19
量 (m ³)	0	215.68	86.06

(2) 清掃船実績

区 分	北泊地	西泊地	南泊地	浜 寺 地	浜 水 寺 路	大 津 地	大津南 泊 地	防 堤	波 外	その他	計
出 動 回 数	85	41	82	19	1	16	10	0	0	1	255
回収数量 (m ³)	775	240	309	41	1	31	12	0	0	0	1,409